厚生労働省
都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業
令和８年度 市町村管理職向け研修

全ての市町村の**努力義務**となっている **包括的な支援体制**の整備とは

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
政策研究事業本部
齋木 由利

目次

1. 地域共生社会に関する用語の整理

2. 包括的な支援体制を理解するための
　４つのキーワード

参考資料ー包括的な支援体制に関する４つの誤解

１．地域共生社会に関する用語の整理

包括的な支援体制に関する様々な用語

地域共生社会

地域福祉

包括的な支援体制



重層的支援体制整備事業

ソーシャルワーク

制度の狭間

複雑・複合ケース

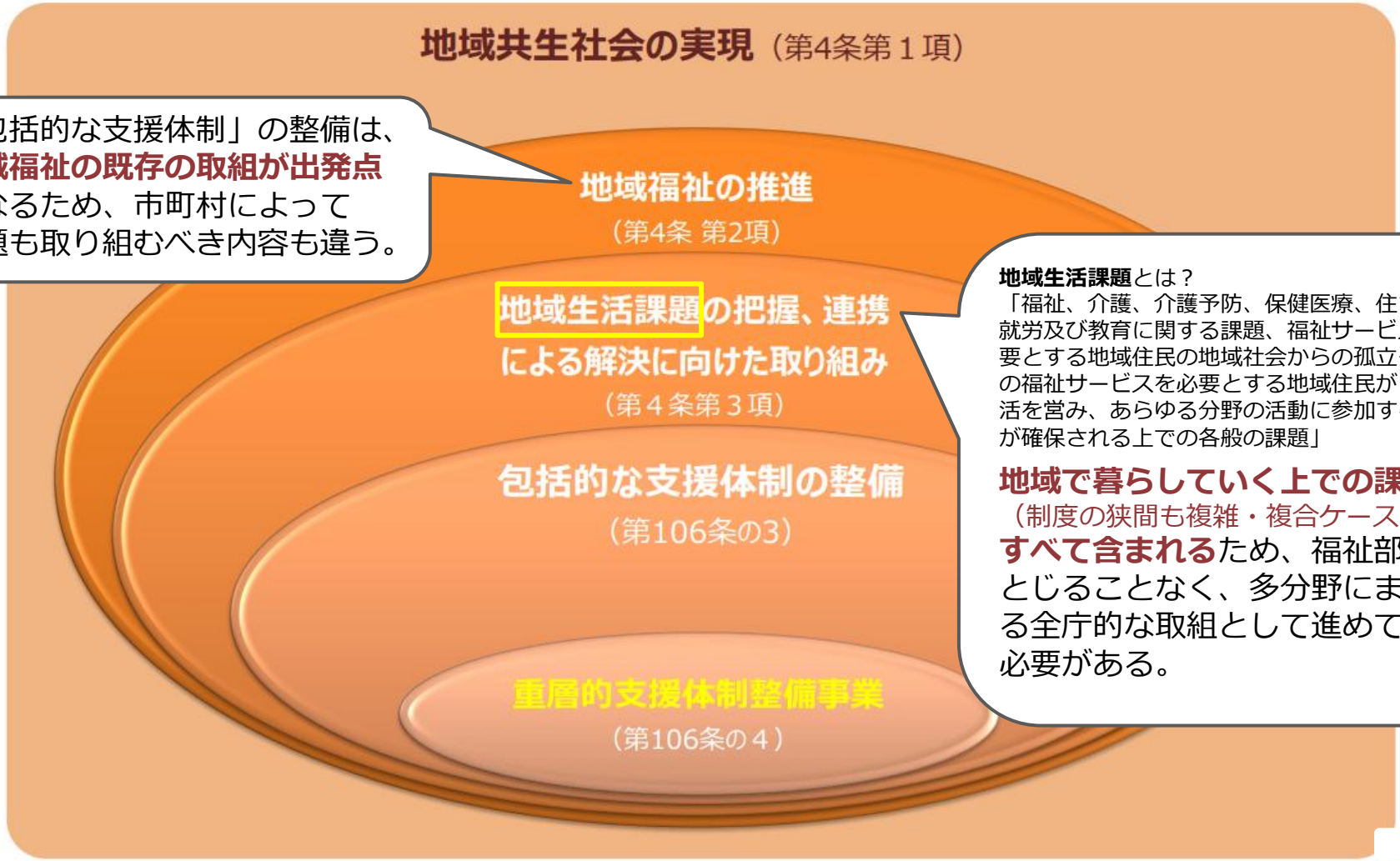
（複雑化・複合化した支援ニーズを持つケース）

地域生活課題

まずは、これらの用語の整理からしていきます

出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

法令上の整理はこうなっている



「包括的な支援体制」の整備は、**地域福祉の既存の取組が出発点**となるため、市町村によって課題も取り組むべき内容も違う。

地域生活課題とは？
「福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

地域で暮らしていく上での課題が（制度の狭間も複雑・複合ケースも）**すべて含まれる**ため、福祉部門にとじることなく、多分野にまたがる全庁的な取組として進めていく必要がある。

出典）厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）」P15の図を
三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが一部改変

包括的支援体制の整備は「努力義務」、重層事業は「任意事業」

社会福祉法 第106条の３
（包括的な支援体制の整備）

市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう**努めるものとする**。

包括的な支援体制の整備は、
努力義務

社会福祉法 第106条の４
（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する**包括的な支援体制**の整備を促進するため、第百六条の三第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を**行うことができる**。

重層的支援体制整備事業は、
手あげに基づく任意事業

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）を一部改変

「包括的な支援体制」とは（いったんまとめ）

- **包括的な支援体制**の整備は、**地域共生社会**の実現を目指すものであり、**全ての市町村の努力義務**
- **重層的支援体制整備事業**は、**包括的な支援体制**を整備するための**手段**であり**任意事業**（重層的支援体制整備事業を活用せずに取り組んでいる市町村もある）
- **包括的な支援体制**の整備は、**地域福祉**の推進に向けた既存の取組が出発点になるため、**市町村によって課題も取り組むべき内容も違う**
- **制度の狭間**や**複雑・複合ケース**も含め、地域で暮らしていく上でのありとあらゆる課題（**地域生活課題**）を対象に考えるため、**従来の支援体制とは違う**

出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

２．包括的な支援体制を理解するための４つのキーワード

本人・世帯中心
伴走支援
支援者支援
地域づくりと個別支援

目指すべき方向性：２つの「包括性」

対象者の包括性

誰一人とりのこさない



自ら相談にくることができない人
困り感や受援意向がない人
も支えていく

支援の包括性

“生きていくこと”への支援

制度・事業
自立
物理的な貧困（衣食住）への支援
生活支援

に加え

本人・世帯中心
自律
関係性の貧困（社会的つながり）への支援
地域生活支援

制度だけではない支援
福祉だけではない支援
を届けていく

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備における「地域づくり」ってよくわからないという福祉行政職に向けたガイドブック」
（令和６年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」）

“生きていくこと”への支援とは？

個別性が重要な理由

独居で在宅生活を送る要介護３の男性を思い浮かべてみてほしい。彼は、訪問看護や訪問介護、デイサービスを利用しているのだが、以前は意欲喪失をし、朝から酒を飲んで失禁を繰り返し、昼夜逆転などの現象も生じていた。

だが、この１か月で血色がよくなり、身なりへの関心も高まり、会話の受け答えもしっかりしてきた。昼の飲酒も控えている。

その理由を色々探っていくと、各種サービス利用の結果もあるかもしれないが、**デイサービスで出会う女性に淡い恋心を抱き、彼女にまともな男性として見られたいという一心で元気さを取り戻した**ようだ。彼はデイに出かける日には、おしゃれをして、何年かぶりに香水をつけるようになった・・・。

これは**「生きる意味や希望を持つことでの要介護状態の改善（悪化の予防）」**と言える内容である。だが、それは同じ要介護度や状態像の人なら、あるいは同じデイサービスに通ったら等しく該当するという類いの内容ではない。本人のこれまでの生活歴や家族関係、性格や現在どのような社会関係を継続できているか（できなくなっているか）などが複雑に絡んだゆえの結果である。このような結果は、標準化や規格化することはできないし、その意味もない。**一人ひとりの個別性に根差した変容プロセス**である。（後略）

標準化・規格化の対極に生まれるもの

（前略）ある程度経験を積んだケアマネなら、「要介護３で、独居で、こういう状態なら、ヘルパーと訪問看護を入れて、週１回デイサービスで」と、頭の中で簡単にモデル化できる。だが、真に力量のあるケアマネや相談支援専門員なら、この標準的プランを押しつける前に、**「その人らしい暮らしのあり方を理解すること」**に注力している。

信頼関係を作りながら、その人の生活史や性格、人生観などを探るなかで、さまざまな仮説をつくっては、「いや、違うな」と検証を繰り返していく。その中で、本人の想いや願いを引き出し、それを実現するための意思決定支援をもおこなっていく。

酒はダメだと一律に否定せず、家族や時には成年後見人とも相談しながら、年金など金銭的な側面も意識しつつ、本人も満足し支援もギリギリ引き受けられるのは、毎日缶ビール１本と焼酎１杯までだよね、と本人の納得を導き出す。また、本人の性格や気持ちに応じた居場所を見つけることで、先の事例のように、「生きる意味や希望を持つことでの要介護状態の改善（悪化の予防）」が生まれるかもしれない。

これは標準化の発想とは対極の、一人ひとりの生活の質（well-being）を理解し、その追求を目指す支援をするなかで生まれてくるものである。（後略）

ケアマネジメントと生き方支援

（前略）現在のケアマネジメントがあくまでも支援を必要とする個人の課題に関する効率的な管理へ傾きがちなのに対し、**ソーシャルワークは本人の想いや願いを実現する「生き方支援」のプロセス**であり、それを通じた組織的支援、地域支援へと展開の可能性も含んだものである。（後略）

出典）伊藤健次、土屋幸己、竹端寛「『困難事例』をときほぐす－多職種・多機関の連携に向けた全方位型アセスメント」（2021年）現代書館，P16-22

キーワードその１

本人・世帯中心

「制度・事業中心」と「本人・世帯中心」

制度・事業中心の考え

制度の要件や事務所掌の範囲で対象者への支援を考える



- 課題の全体像が**見えにくい**
- どういう生活が望ましいか**支援者が判断**する
- 要件や所掌に該当しない場合に**排除してしまう**
- インフォーマル資源を**「支援者」**が活用する
- 支援者としての限界に**気づきにくい**
- 足りない社会資源が**見えにくい**

本人・世帯中心の考え

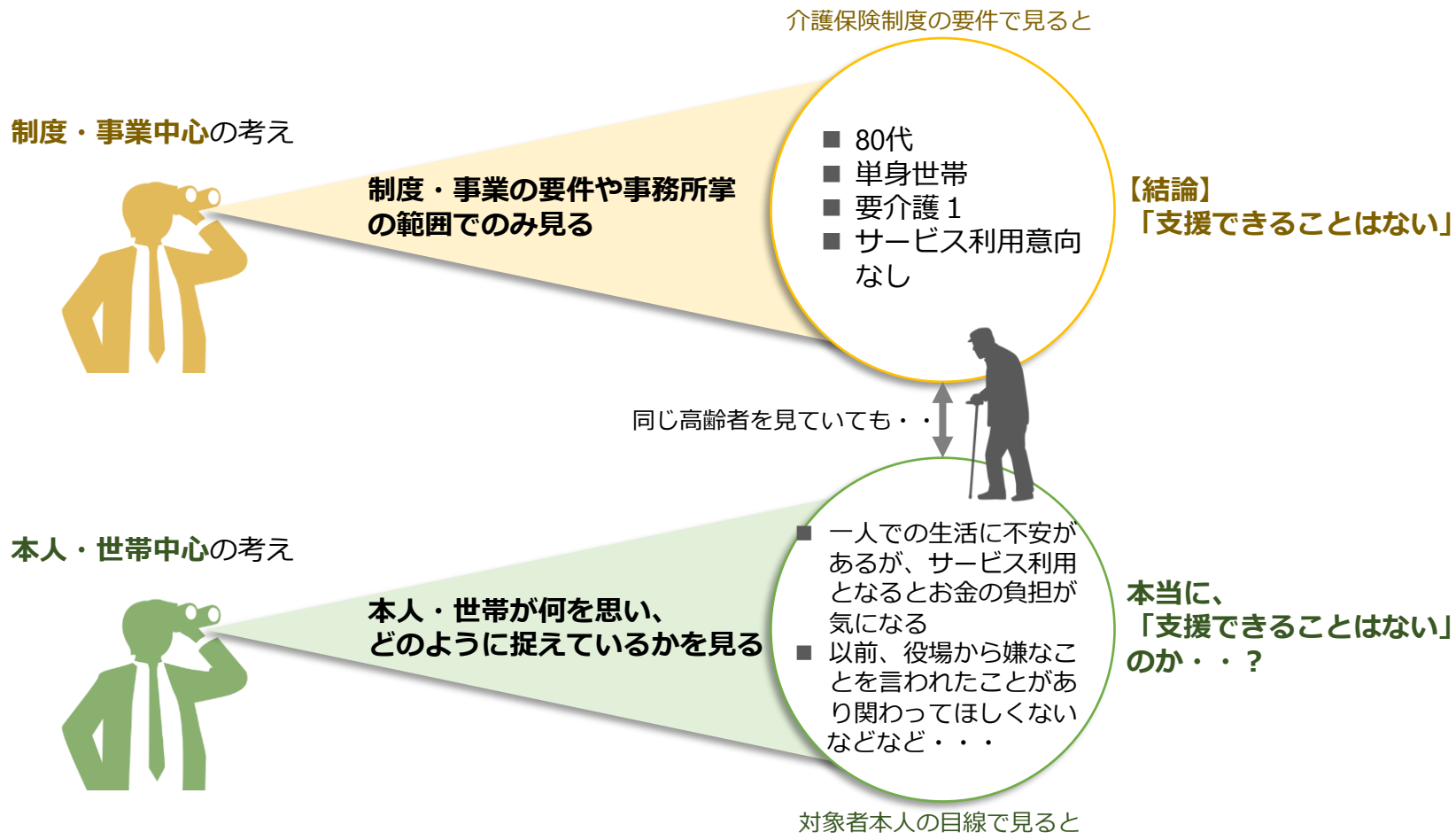
対象者の状況を全体的に捉え、必要な支援を考える



- 本人・世帯の課題だけではない全体像が**見えてくる**
- どういう生活が望ましいか**本人が考え意思決定**する
- 専門性や所掌に該当しない場合には**他の支援者と連携する**
- インフォーマル資源を**「本人」**が活用する
- 支援者としての限界に**気づきやすい**
- 足りない社会資源が**見えやすい**

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

「制度・事業中心」と「本人・世帯中心」の視点の違い

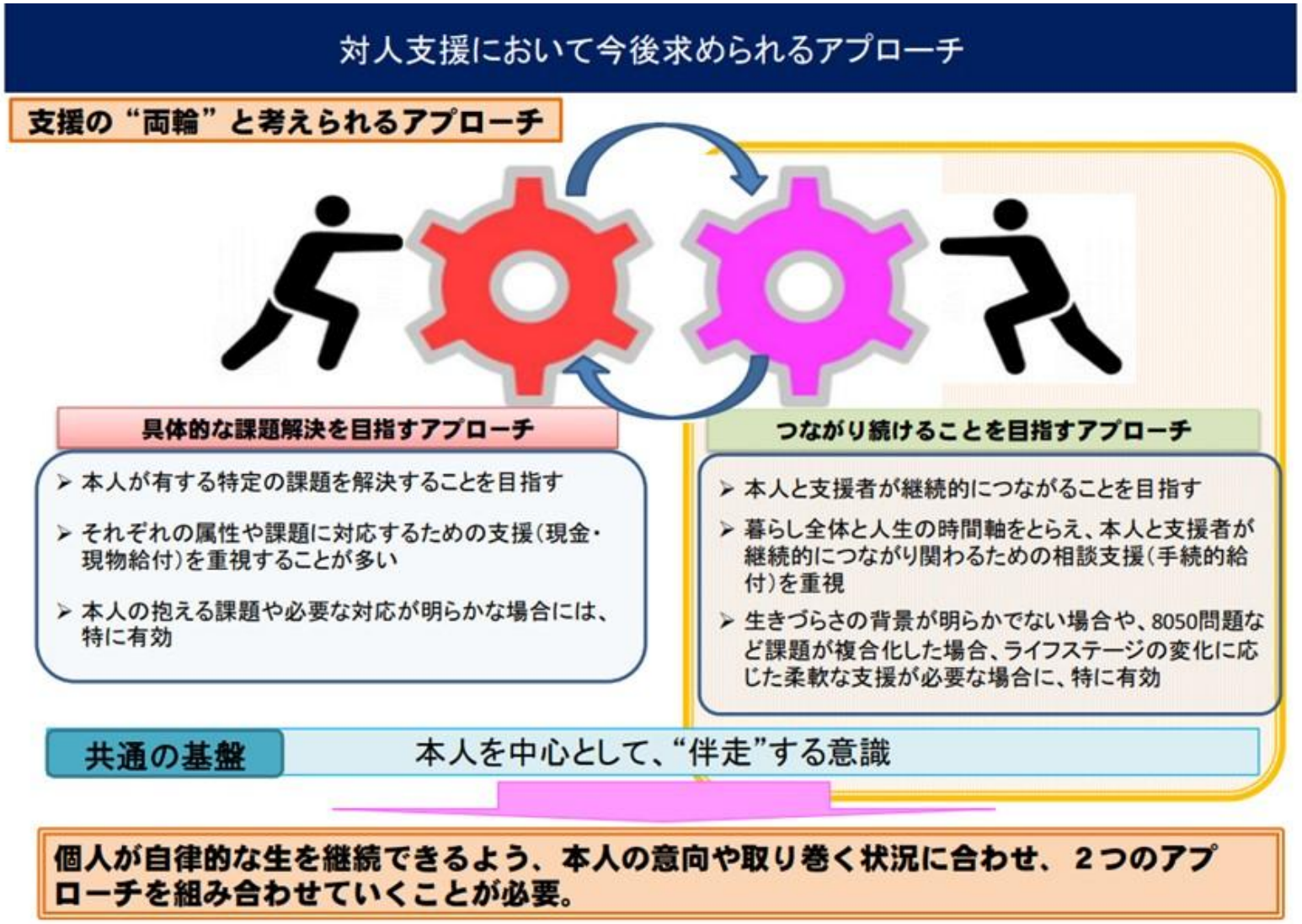


出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

キーワードその２

伴走支援

課題解決支援と伴走支援①

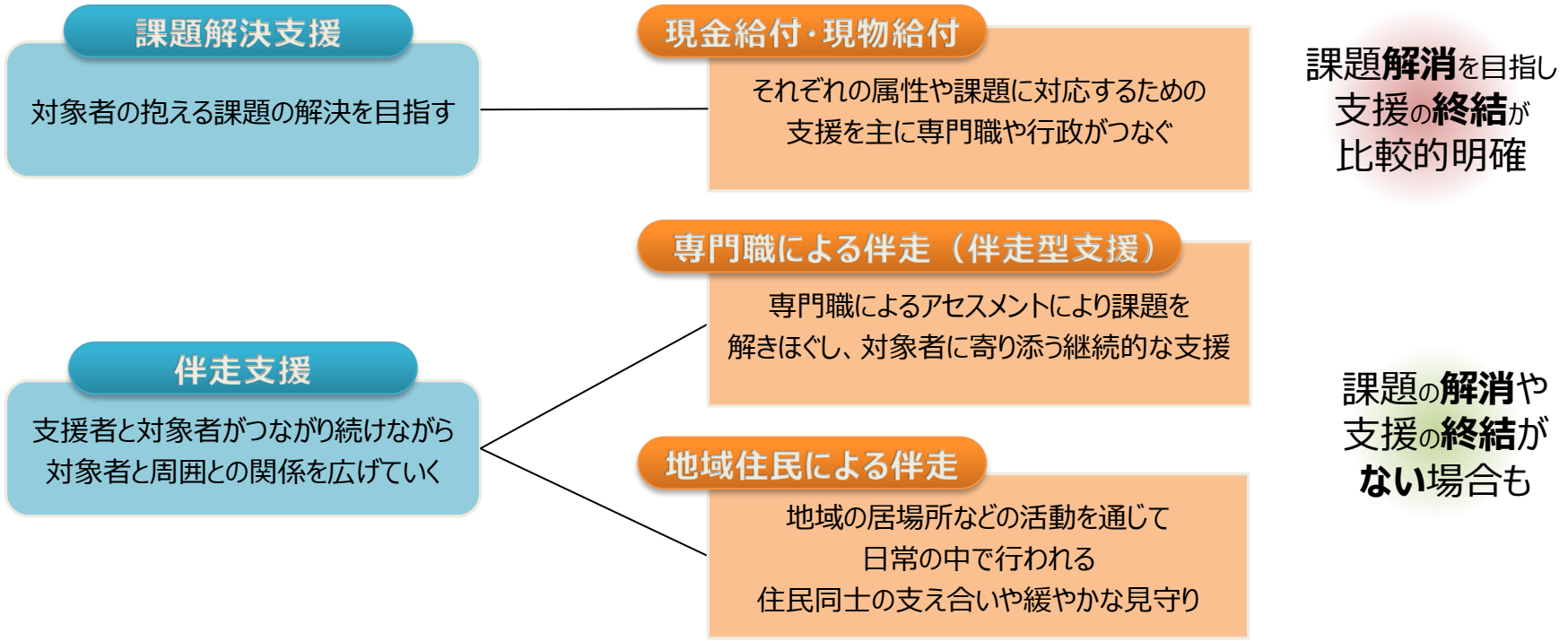


出典）地域共生社会推進検討会「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（概要）
P6，令和元年12月26日

課題解決支援と伴走支援②

- これまでも各分野の実践において重視されてきた「伴走支援」、「参加支援」、「アウトリーチ」、「地域づくり」といったキーワードを、重層的支援体制整備事業でも共有している。
- 地域での人と人のつながりを支援するためには、サービス等の活用だけでなく、対象者に伴走し続けることも重要。また、長期にわたる伴走支援だからこそ、地域とのつながりが大切。

＜支援の前提となる「伴走支援」＞



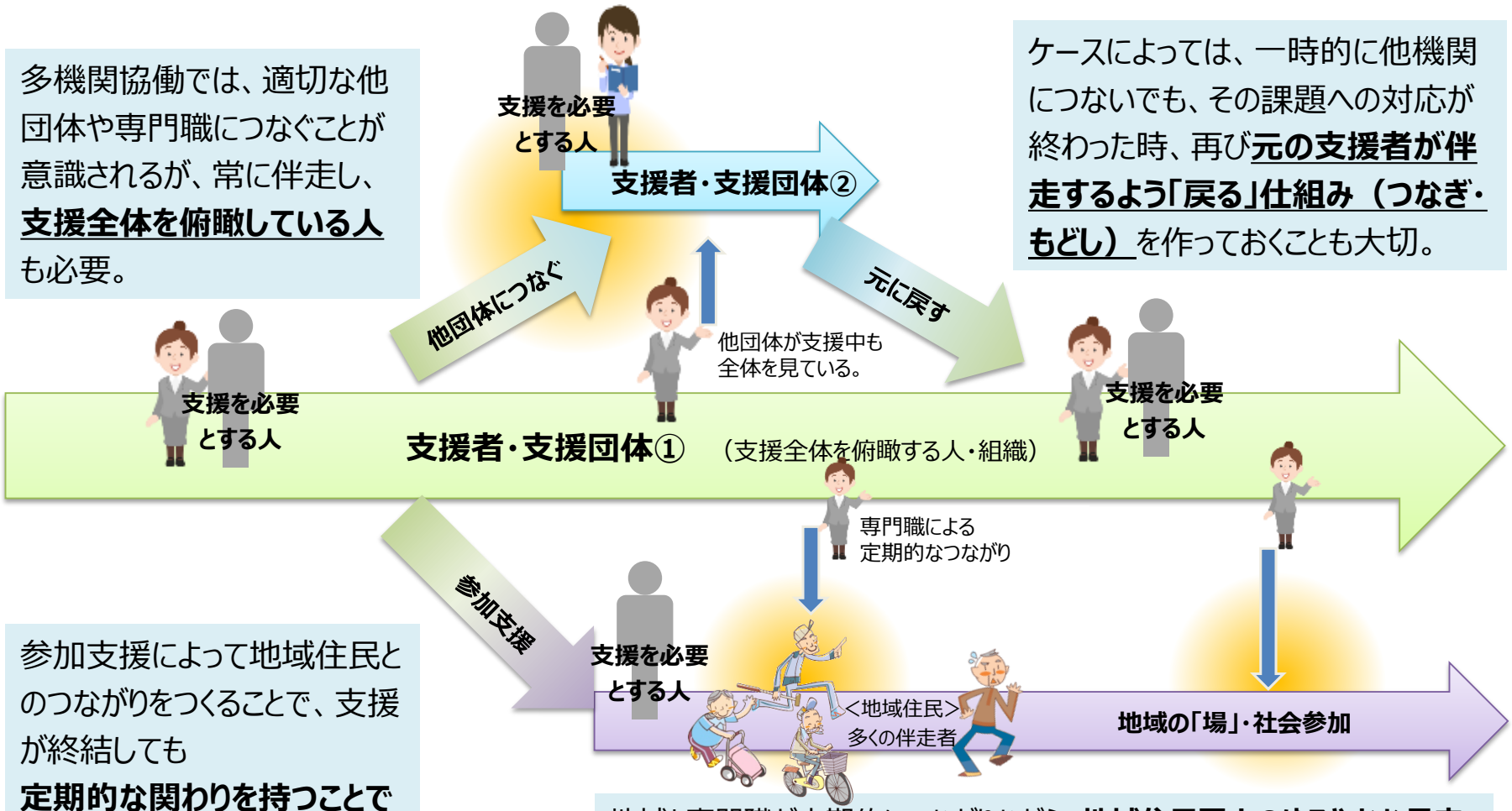
（注）本資料では、「伴走型支援」と「伴走支援」を使い分けています。専門職の伴走による支援を「伴走型支援」、地域づくりや住民とのつながりなども含むより広い範囲の伴走を意味する場合は「伴走支援」としています。

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック＜概要版＞」
（令和２年度厚生労働省社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」）

【参考】多機関協働で、他につないでも「伴走」はつづく

多機関協働では、適切な他団体や専門職につなぐことが意識されるが、常に伴走し、**<u>支援全体を俯瞰している人</u>**も必要。

ケースによっては、一時的に他機関につないでも、その課題への対応が終わった時、再び**<u>元の支援者が伴走するよう「戻る」仕組み（つなぎ・もどし）</u>**を作っておくことも大切。



参加支援によって地域住民とのつながりをつくることで、支援が終結しても**<u>定期的な関わりを持つことで伴走しつづける</u>**。

地域と専門職が定期的につながりながら、**<u>地域住民同士のゆるやかな見守りの中で伴走が続いていく</u>**。

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック＜概要版＞」
（令和２年度厚生労働省社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」）

キーワードその３

支援者支援

あなたのまちにもいる“ソーシャルワーカー”

ソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーの役割

- 対象者の生活課題に対応するため、対象者と社会資源を結び付ける
- 社会資源の開発や改善
- 地域住民の福祉活動への参加促進
- 社会的包摂に向けたコミュニティの意識醸成／等



ソーシャルワーカーの基本的な視点

- **本人中心**（エンパワメントの促進）
- **地域生活**の支援
- **社会的包摂**

生活課題を抱える人が地域の中で
“普通に”暮らせるよう支援する

※“普通に”暮らす＝衣食住の充足だけでなく、社会的なつながりの中で自己実現しながら、その人らしく暮らしていくこと

今、ソーシャルワーカーが現場で右往左往するケースが増えている	→ いわゆる **「制度の狭間」「複雑・複合ケース」**
市町村は、ソーシャルワーカーの人達が動きやすいような支援体制をつくるべし	→ 包括的な支援体制の整備は、**市町村の努力義務**になっている
まずやるべきことは、ソーシャルワーカーの実態を把握すること	→ 包括的な支援体制の整備は、**支援者支援**である
ただし、支援者はソーシャルワークの専門職に限定する必要はない	→ 包括的な支援体制の整備は、**ソーシャルワークに取り組もうとする全ての支援者**を支えるもの

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

支援者たちが抱える現場のもやもや

難しいケースの相談を受けた時に、受けた職員が相談する相手がいない・・

所掌外のため相談者にうまく対応できず、後ろ髪をひかれる思いで帰ってもらったことがある・・

誰が主体となって支援するのかよく分からないまま進んでいくケースがある・・



複数課間で（お互いにそのつもりがなくても）押し付け合いになってしまう時がある・・

相談者のたらいまわしをしてしまうことがある・・

個別ケースへの対応が対症療法のようになってしまっている・・

個別ケースの対応に追われて地域づくりまで考える余裕が正直ない・・

相談につながらないまま孤立している人が地域にはいるのでは・・？

これらが先行自治体が包括的な支援体制の整備に向けて取組を始めたきっかけになっている

出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

従来制度の前提条件が変化してきている

先行自治体が取組を始めたきっかけ・・・



- 世帯規模の縮小
- 非正規雇用の増加
- 地域のつながりの希薄化／等



多くの制度は、身近に頼れる家族、安定した雇用、地域社会でのつながりといった血縁・社縁・地縁などの共同体があることが前提として想定されていた。

前提条件が変化する中で、従来の制度では元々想定していなかったようなケース（**制度の狭間のニーズ、複雑化・複合化した支援ニーズを持つケース**等）が増加し、現場で立ち往生するようなことが増えている。

このような状況を改善するには、これまでの福祉行政のあり方を変えていく必要がある

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人、始めてみたけどなんだかうまくいかない人にむけたガイドブック」
（令和４年度厚生労働省社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の実施状況に関する実態把握及び効果的な実施方法に関する調査研究事業」）

キーワードその４

地域づくりと個別支援

「包括的な支援体制」の法令上の定義

＜社会福祉法第106条の3（包括的な支援体制の整備）＞

社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和8年4月3日提出）※**太字下線**が改正部分

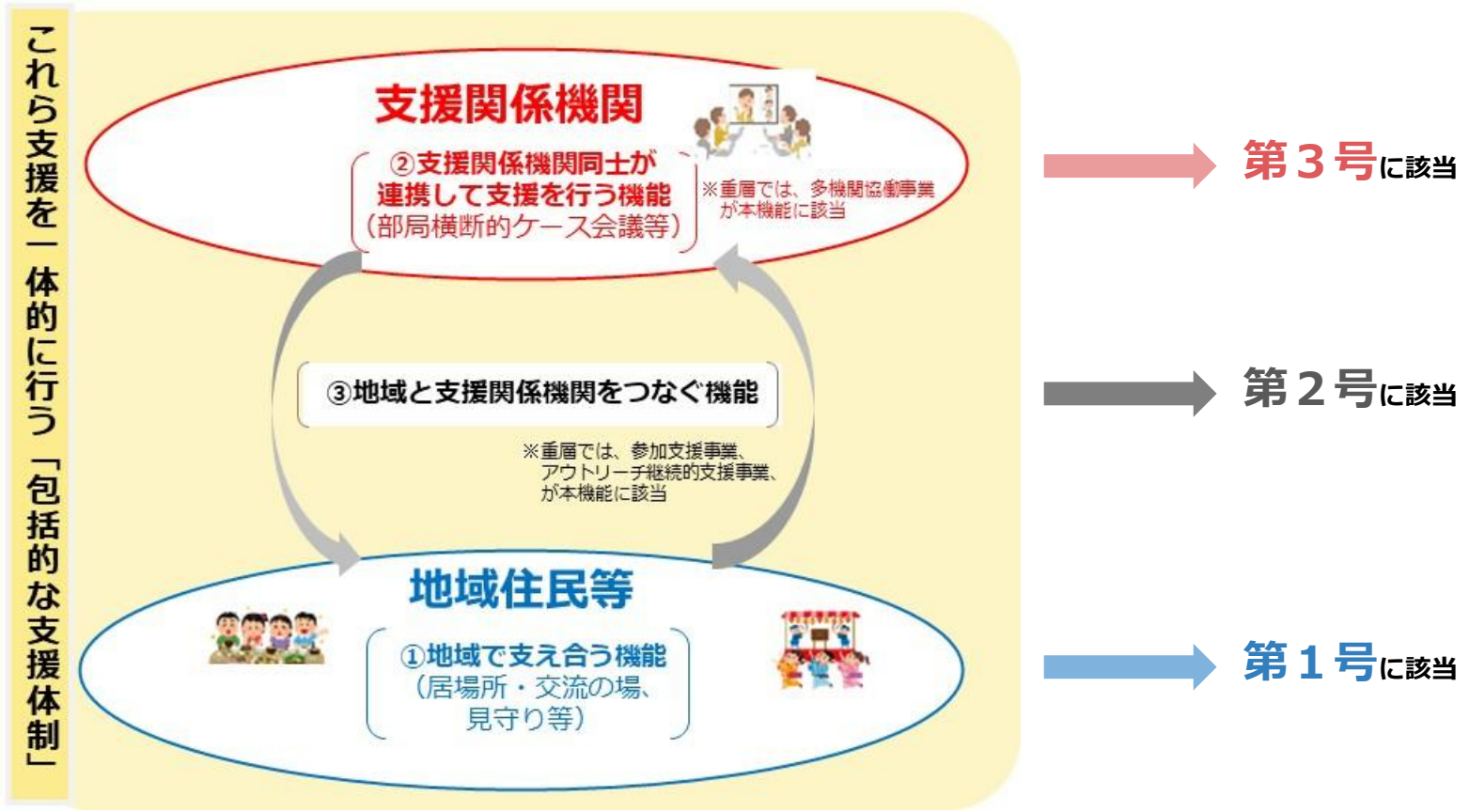
第１項	市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。	
	第１号	地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、**地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、**地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
	第２号	**地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策**
	第３号	生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

出典）社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和8年4月3日提出）　「法律案新旧対照条文」（第221回国会（令和８年特別会）提出法律案）

「包括的な支援体制の整備」のイメージ図

厚生労働省資料が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図においても、
①地域で支え合う機能、**②支援関係機関が連携して支援を行う機能**、**③地域と支援機関をつなぐ機能**の整備が柱となっている。

厚生労働省が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図



出典）厚生労働省資料に対し、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが一部（矢印と法律の該当箇所に関する記載）加筆

【再掲】包括的な支援体制の整備における「包括性」を考える

対象者の包括性

誰一人とりのこさない



自ら相談にくることができない人
困り感や受援意向がない人
も支えていく

支援関係機関だけでは、支援を必要とする人に気づけない。
だからからこそ地域との協働が必要。

支援の包括性

“生きていくこと”への支援

制度・事業	に加え	本人・世帯中心
自立		自律
物理的な貧困（衣食住）への支援		関係性の貧困（社会的つながり）への支援
生活支援		地域生活支援

制度だけではない支援
福祉だけではない支援
を届けていく

“生きていくこと”への支援は、制度や専門職だけではできない。
だからからこそ地域との協働が必要 。

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備における「地域づくり」ってよくわからないという福祉行政職に向けたガイドブック」
（令和６年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」）に加筆

なぜ包括的な支援体制の整備に、地域づくりが必要なのか？

専門職による
ひきこもり支援

・・・

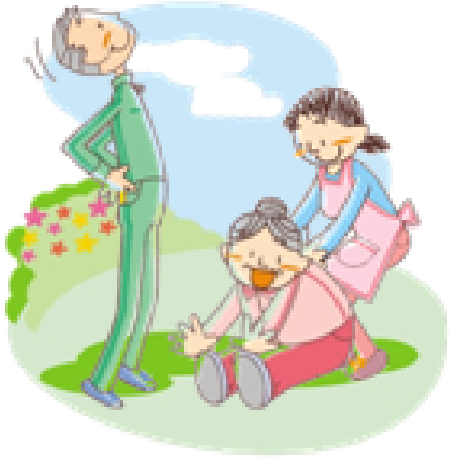
ひきこもりの
当事者グループ

・・・

ひきこもりの人が
参加している
マラソンチーム





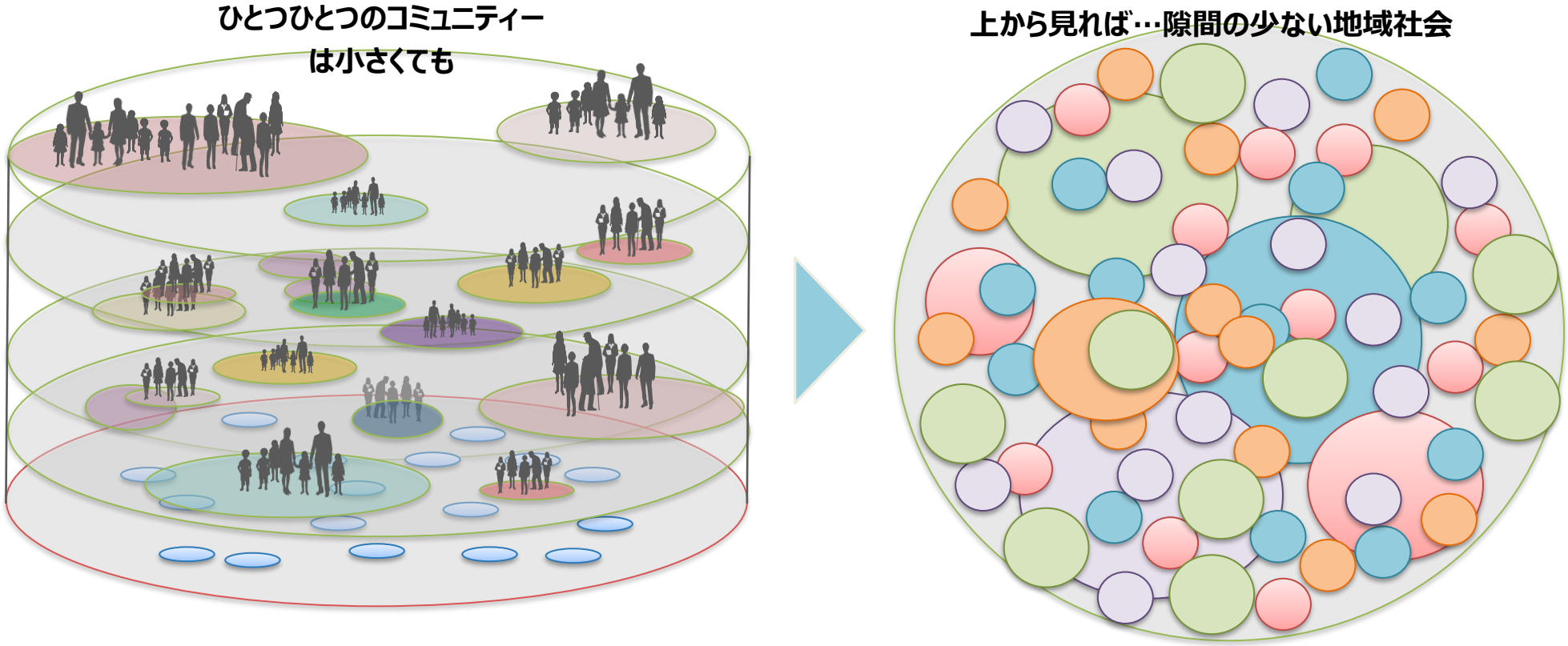


福祉的な支援目的	濃い	薄い
支援を受けるつもりのない人を吸着する力	弱い	強い

“うっかり助けられる”地域をつくるためには、インフォーマル資源が必要

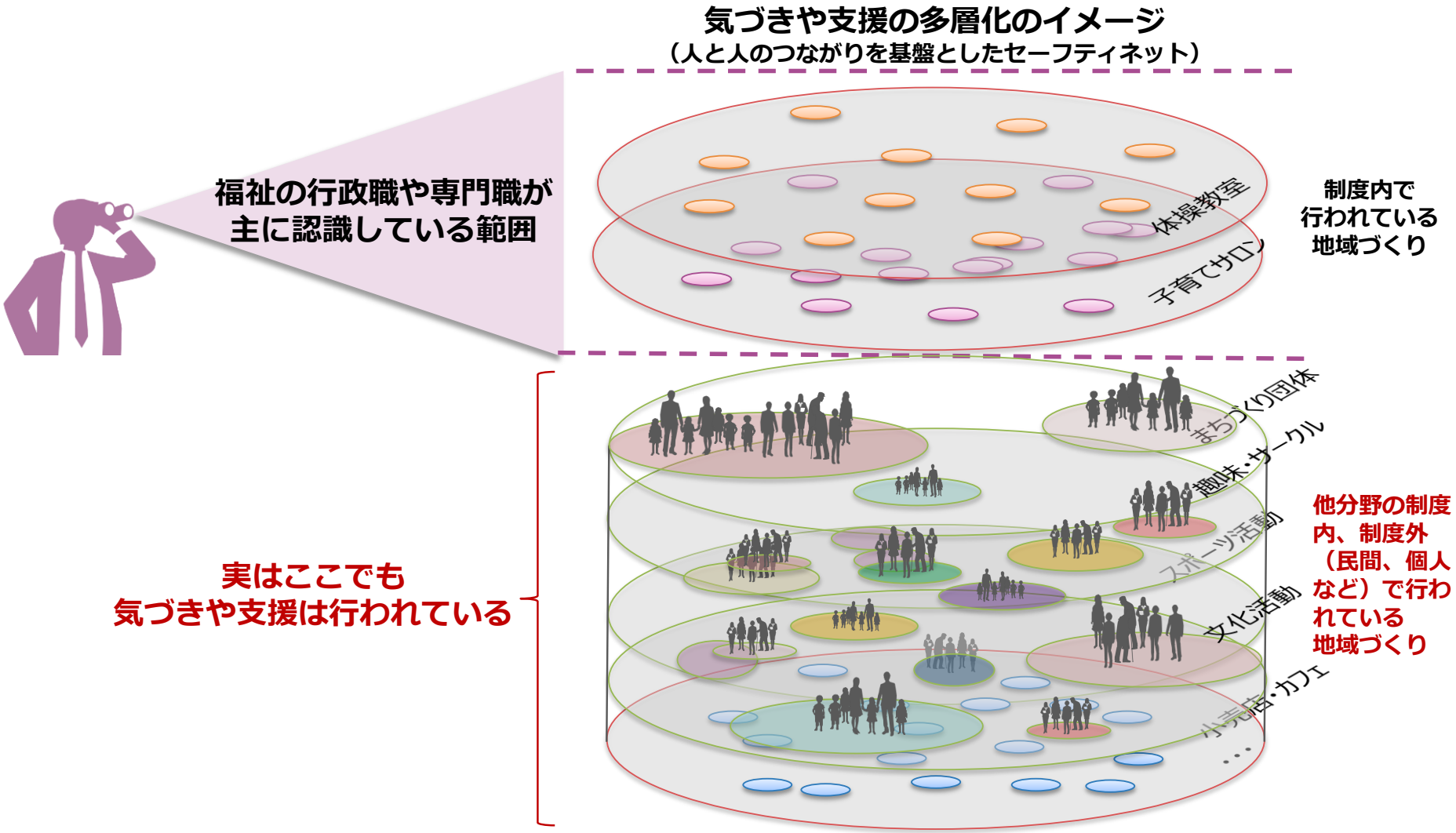
出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

“人と人のつながりを基盤としたセーフティネット”とは何か？



出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備における「地域づくり」ってよくわからないという福祉行政職に向けたガイドブック」
（令和６年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」）

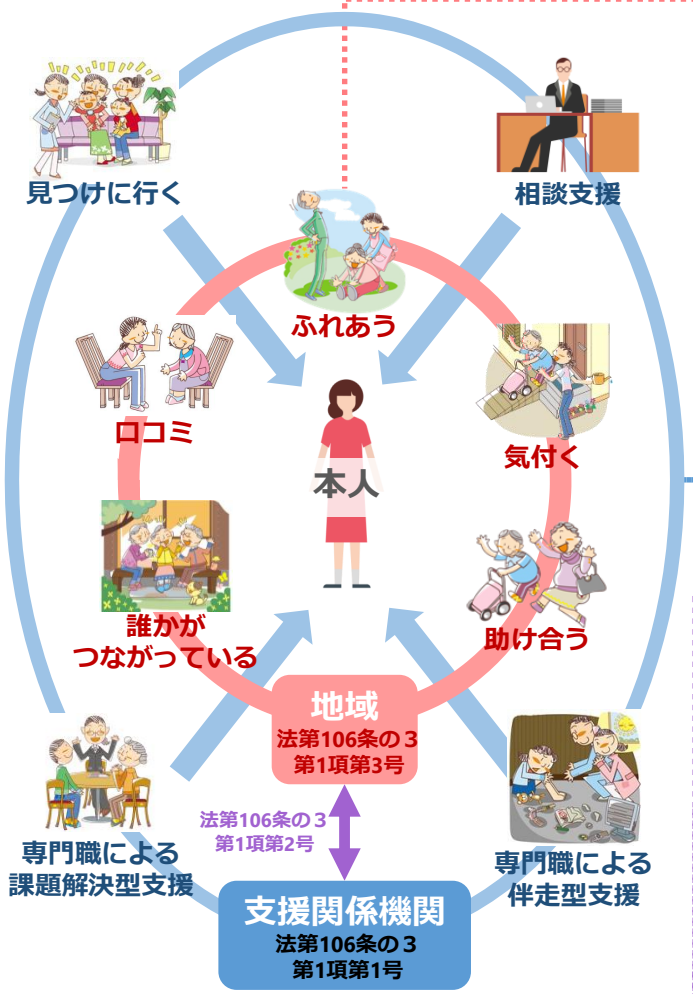
福祉行政の視界を広げる



出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備における「地域づくり」ってよくわからないという福祉行政職に向けたガイドブック」
（令和６年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」）

包括的な支援体制の整備は、「地域づくり」と「個別支援」の両輪で進める

これからの支援体制＝包括的支援体制



生活を下支えする地域ができている

- 住民同士がつながる多様な機会が地域の中にある
- 上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制がある

ケースを見つけに行くことができている

- 相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っている
- 地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができている

ケースを受け止めることができている

- 所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めている
- 表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われている

インフォーマルとフォーマルが協働している

- 地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われている
- 支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われている

必要に応じて伴走支援が行われている

- 課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われている

不足する社会資源を開発する仕組みがある

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）を一部改変

「包括的な支援体制」とは（最後のまとめ）

- 制度・事業中心の支援では支えられない人がいる。だから、**本人・世帯中心**の支援が必要。
- 本人・世帯中心の支援には、課題解決支援だけでなく、**伴走支援**が必要。
- 本人・世帯中心の支援は、これまでもソーシャルワーカーがやってきた。**ソーシャルワーカーがその機能を発揮しやすい仕組み**を市町村が中心となって構築していく必要がある。これが包括的な支援体制の整備が**すべての市町村の努力義務**となっている意味であり、これは**支援者支援**の取組である。
- 包括的な支援体制の整備は、**地域づくりと個別支援の両輪**で進めていく。

出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

以下、参考資料

ー包括的な支援体制に関する４つの誤解

誤解１：「包括的な支援体制」＝「包括的相談支援事業」ではない



「包括的な支援体制」はより上位にある大きな概念であり、
「包括的相談支援事業」はそれに向けた取組・手段の一つである。

※“相談窓口の包括化こそが包括的な支援体制”というのは誤解

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

誤解２：「これまで全くなかった機能を新規に整備するもの」ではない

先行市町村でキーマンになっている
ソーシャルワーカー等



社会福祉士　精神保健福祉士　保健師　ソーシャルワーク機能を果たそうとする職員

本来備えているべきソーシャルワーク機能を考えた時に、わがまちに不足しているのは何か？

▶ **包括的な支援体制の整備に向けてわがまちが取り組むべきこと**

ちなみに、、、
2020年の社会福祉法改正の際、**重層事業の実施にあたり、ソーシャルワーカーの活用に努める**との付帯決議がなされています。

＜地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議＞

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、**同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること**。

（以下、省略）

既存のソーシャルワーク機能をより発揮しやすくするための体制整備の取組である。

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

誤解３：「複雑化・複合化した後のケース対応を主眼に置いている」のではない

自宅がごみ屋敷になってしまっている単身の高齢者



- ✓ 足腰が弱くなって、ごみ出しが難しくなってきた。
- ✓ 近所に迷惑をかけたくないと思い、助けを求められなかった。
- ✓ 散らかっている家の中を見られたくないので、人とのかかわりを拒否するようになり、引きこもるようになっていった。

- ■ 有償ボランティアによる家事援助
- ■ 地域のサロン等へのお誘い
- ■ 足腰を鍛える介護予防サービス
- ■ ご近所の声かけ・見守り　／等

本来であれば、課題が複雑化・複合化する前に、
早い段階で対応、あるいは予防することはできなかったのかを考えるべき。

出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

こんな関わりがあったら違っていたかも・・・

自宅がごみ屋敷になってしまっている単身の高齢者



こうなる前に・・・

こんな関わりが
あったら・・・



お隣さんの気づき



友人からの情報提供



ご近所のサポート



足腰が弱くなってきても
通える体操教室

中長期的には、早期対応や予防のための地域づくりに取り組んでいくことが、包括的な支援体制の本質部分

出典）齋木由利講演資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

包括的な支援体制は、専門職だけでは実現しない

複雑化・複合化した“後”の対応だけが、包括的な支援体制の取組ではない

生活課題を抱えるケースといっても
その段階は様々

地域が発揮する可能性のある機能

困りごとがない状態

- 住民同士の声かけ、見守り、ふれあいが困りごとの発生をふせぐこともある
- 住民からの情報提供が、困りごとを抱えた時に役立つ可能性がある

潜在的な生活課題がある状態

- 「あの人ちょっと気になる」というレベルで、地域の誰かが気付く可能性がある
- ちょっとした困りごとなら、住民同士で解決してしまうこともある

生活課題が顕在化した状態

- 住民からの情報提供で相談窓口につながることもある
- 本人が課題と感じていなくても、地域の誰かが気付き、気にかけている可能性がある
- つながり続けることで、状態の深刻化を防ぐ可能性がある

生活課題が複雑化・複合化した状態

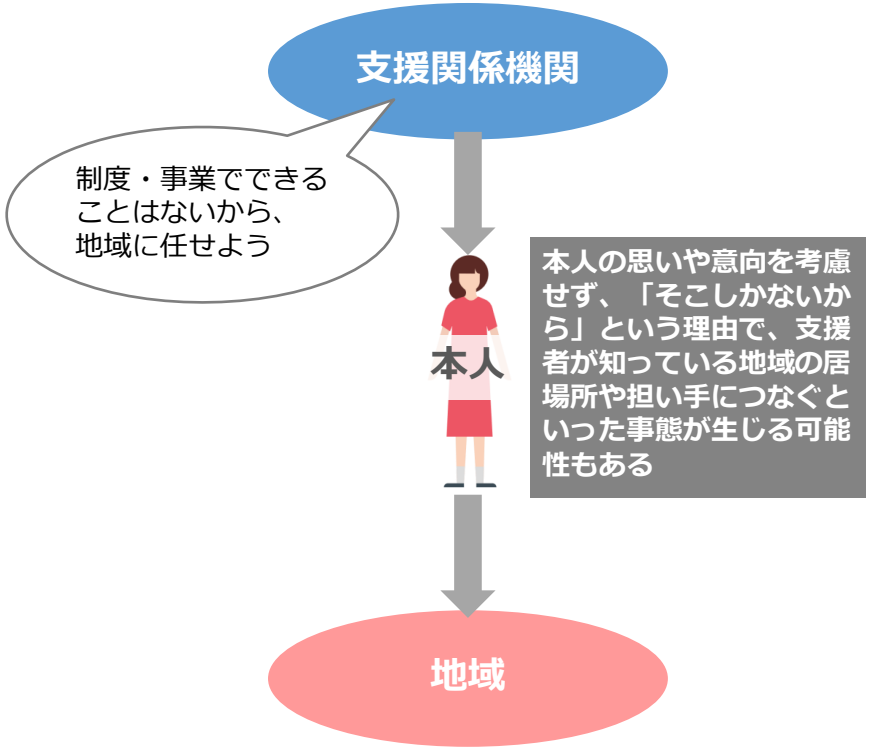
- 地域からの情報でケースが発覚することもある
- 「伴走支援」は、地域住民の関わりなしには成り立たない
- 多様なつながりの場が形成されることで、参加支援につながる

地域づくりは、単に個別支援を機能させるための、あるいは「受け皿」をつくるための事業ではない。本質的には、**行政からは見えないほどのミクロな人と人のつながりの網の目を地域の中に何層にも編み上げていくことで、「人のつながりによるセーフティネット」を作っていく**役割も期待されている。

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

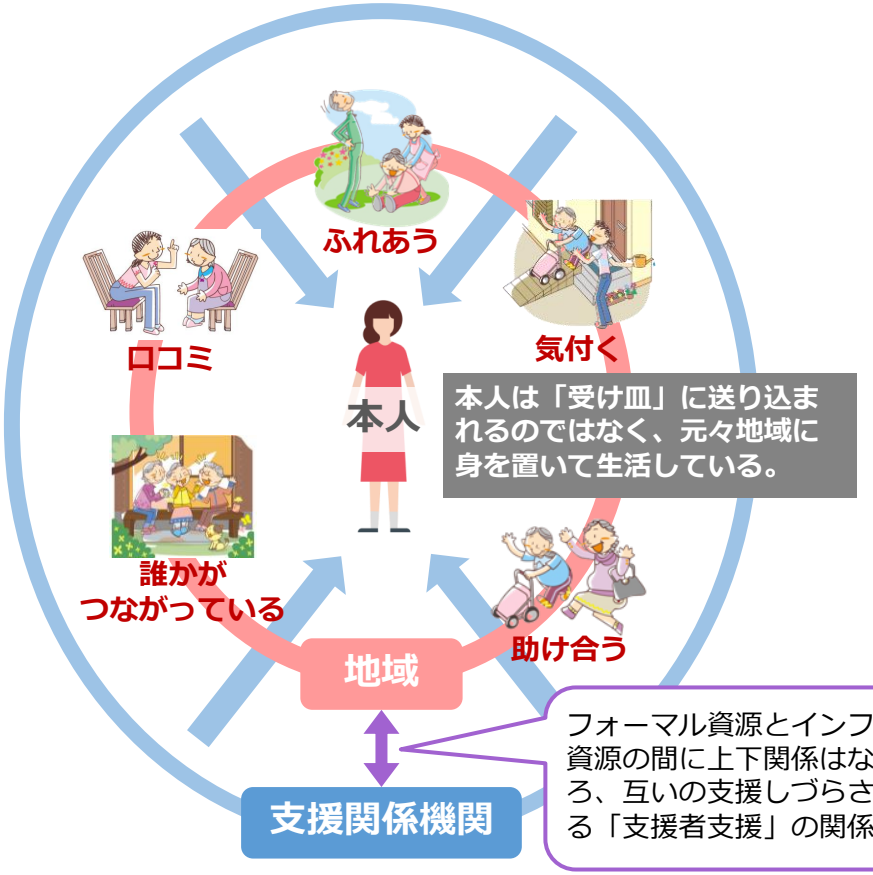
誤解４：「“受け皿”を確保するために、地域づくりを進める」のではない

“受け皿”を確保するための地域づくり
を意識しすぎると・・・



**支援を“あてがう”ような関わりに
なっていないか見直す必要がある**

本人の社会的なつながりを豊かに
するための地域づくりを進める



**人は元々「地域」に身をおいて生活しており、地域で暮らしていくために
インフォーマル資源を“活用”するのは「支援者」ではなく「本人」である。**

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）